

◎バイオマス活用推進基本法

(平成二十二年六月二二日法律第五二号(衆))

一、提案理由(平成二十二年五月八日・衆議院本会議)

○遠藤利明君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……(略)……

次に、バイオマス活用推進基本法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

バイオマスの活用の推進は、地球温暖化の防止、農山漁村の活性化、エネルギー供給源の多様化等に資することを旨として行われなければならないこと等の基本理念を定めるとともに、政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定しなければならぬこと、また、政府は、バイオマス活用推進会議を設けることとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、四月二十日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、バイオマス活用推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二十二年四月三〇日)

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。

二 第二十条第五項に基づき政府がバイオマス活用推進基本

計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用を推進することができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。

三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、

1 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。

2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。

右決議する。

バイオマス活用推進基本法

二、参議院農林水産委員長報告(平成二十一年六月五日)

○平野達男君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長遠藤利明君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十一年六月四日)

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。

二 第二十条第五項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用の推進を図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。

三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、

1 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。

2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を

担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。